

I 主旨

- 1 各都道府県で開催されているビーチバレーボール競技会を、大会公認規程により組織化し、ビーチバレーボール競技人口の拡大を図る。
- 2 ランキングポイントを獲得できるビーチバレーボール競技会を増やし、各競技会に参加した選手にオフィシャルポイントを与えることによって、ビーチバレーボール選手にトップレベルの競技会への門戸を拡大する。
- 3 4人制公認大会の充実で、ルールの統一を図り競技の定着を助長する。

II 本規程の概要

1 大会区分の設定

(1) 各都道府県で開催するビーチバレーボール競技会を、下記の名称で区分する。

- 1) チャレンジャー（男女合計で10万円以上の賞金総額の大会）
- 2) オープン（開催都道府県・ブロック以外の全国から出場できる大会）
- 3) グラスルーツ（開催都道府県および開催ブロック圏内から出場できる大会）
- 4) 4人制（開催都道府県・ブロック以外の全国から出場できる4人制の大会）

(2) 大会区分ごと、出場した登録選手に「JVAビーチバレーボール・オフィシャルポイント」を与える。「JVAビーチバレーボール・オフィシャルポイントシステム」は別紙資料を参照のこと。

- 1) 大会のシード順はこの「JVAビーチバレーボール・オフィシャルポイント」をもとに決定する。
- 2) オフィシャルポイントによる日本ランキングは、一般社団法人日本ビーチバレーボール連盟（以下、「日本ビーチバレーボール連盟」とする。）ホームページに随時掲載する。

(3) 公認料の設定

大会区分ごとに大会公認料を定める。

- 1) チャレンジャーは、公認料を賞金総額(男女合計)の10%とする。
- 2) オープンは公認料1万円とする。
- 3) グラスルーツは公認料5千円とする。

4) 4人制大会は公認料5千円とする。

(4) 公認大会の条件

- 1) 公認する大会は、都道府県ビーチバレーボール連盟が主催・共催する大会であることを条件とし、(公財)日本バレーボール協会ビーチバレーボール競技規則に基づいて行われる競技会であることを条件とする。
- 2) 公認された大会の主催者は、大会要項・競技結果を日本ビーチバレーボール連盟に送付すること。
- 3) 公認された大会の主催者は、定められた公認料を日本ビーチバレーボール連盟に収めること。

(5) 大会区分ごとのメリット

- 1) チャレンジャー(男女合計で10万円以上の賞金総額の大会)
 - ア 公認料が賞金総額の10%(例:賞金総額30万円→公認料3万円)で主催者の負担が少ない。
 - イ 賞金額によって、選手が獲得できるポイントが増える。
 - ウ 上位の選手はポイントを獲得でき、他の大会のシードに反映されるので大会参加者が増えることが期待でき、開催地のビーチバレーボール普及・強化に役立つ。
- 2) オープン(開催都道府県・ブロック以外の全国から出場できる大会)

上位の選手はポイントを獲得でき、他の大会のシードに反映されるので大会参加者が増えることが期待でき、開催地のビーチバレーボール普及・強化に役立つ。
- 3) グラスルーツ(開催都道府県および開催ブロック圏内から出場できる大会)

公認料が5千円なので、比較的負担が軽く、参加者にポイントを獲得できるチャンスを提供できる大会になり、特に地元のビーチバレーボールの普及・強化に役立つ。
- 4) 4人制

公認料が5千円なので、比較的負担が軽く、参加者にポイントを獲得できるチャンスを提供できる大会になり、何より4人制のビーチバレーボールの普及に役立つ。

(6) 公認大会の募集

公認を受ける大会の、開催1ヶ月前をめぐりに、日本ビーチバレーボール連盟に公認を申請すること。

1) 大会開催前

- ア 公認申請書に大会要項を添付し、日本ビーチバレーボール連盟事務局にメールで送信
- イ 競技委員会での承認後、申請者に承認の連絡
- ウ 大会告知を日本ビーチバレーボール連盟ホームページに掲載

2) 大会終了後

- ア 試合結果報告書を日本ビーチバレーボール連盟事務局にメールで送信
 - イ 公認料の振込み
 - ウ オフィシャルポイントの付加（日本ビーチバレーボール連盟事務局）
- 3) 申請先 日本ビーチバレーボール連盟事務局 jbvinfo@jbv.jp

附則

この規約は、2021年4月1日から施行する。